

阿久比町移住支援事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 阿久比町は、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び阿久比町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、阿久比町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、愛知県と共同して行う阿久比町移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から阿久比町に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。当該移住支援金の交付については、愛知県移住支援事業・マッチング支援事業及びあいちスタートアップ創業支援事業（以下「創業支援事業」という。）の実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

(対象者要件)

第3条 次の第2項の各号の要件を満たし、かつ第3項又は第4項の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第5項の要件を満たす申請者を対象とする。

2 移住等に関する要件

次の各号の全てに該当すること。

(1) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興

法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

(2) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 平成31年4月1日以降に転入したこと。

イ 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

ウ 阿久比町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他阿久比町又は愛知県が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

3 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

- (2) 転入日時時点で満50歳以下であること。
- (3) 就業先が、愛知県又はその他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (4) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (5) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、愛知県マッチング支援事業の対象としている法人又は愛知県以外の都道府県が移住支援金対象としている法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- (6) 求人への応募日が、マッチングサイトに第3号の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (7) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (8) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

4 起業に関する要件

創業支援事業における「起業支援金」の交付決定を受けていること。

5 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。
- (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- (5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第4条 移住支援金の申請者は、阿久比町移住支援金交付申請書（様式第1号）、本人確認書類及び第3条の要件を満たすことを証する書類に加え、移住就業者は就業先の就業証明書（様式第2号）を次の第1号又は第2号のいずれかに規定する期間内に町長に提出しなければならない。

(1) 移住就業者

第3条第3項の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後3か月以上1年以内であり、かつ、第3条第3項第5号に規定する法人に連続して3か月以上在職していること。

(2) 移住起業家

第3条第4項の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後3か月以上1年以内であり、かつ、次のア又はイのいずれかに規定する要件を満たしていること。

ア 起業支援金の交付決定日が転入日より先の場合は、起業支援金の交付決定日から1年以内であること。

イ 転入日が起業支援金の交付決定日より先の場合は、起業支援金の交付決定日以後であること。

（交付決定の通知）

第5条 町長は、前条の申請があつたときは、当該申請が第3条の要件を満たしているか否かを審査し、移住支援金の交付又は不交付の決定を行うとともに、決定した内容を阿久比町移住支援金交付決定通知書（様式第3号）又は阿久比町移住支援金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（支援金の交付請求）

第6条 前条で交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、町長が別に指定する期限までに、阿久比町移住支援金請求書（様式第5号）を町長へ提出するものとする。また、町長は、当該請求書を受理した日から30日以内に交付決定者に移住支援金を交付するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第7条 交付決定者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、阿久比町移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第6号。以下「再交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第8条 町長は前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに阿久比町移住支援金交付決定通知書【再交付】（様式第7号）により、交付決定者に交付する。

（申請の撤回）

第9条 移住支援金の申請者は、申請書が受理された後に申請を撤回するときは、遅滞なく、阿久比町移住支援金交付申請撤回届出書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し及び返還請求）

第10条 町長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当する場合、交付決定の全部又は一部を取り消し、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することができるものとする。また、交付決定を取り消した町長は、阿久比町移住支援金交付決定取消通知書（様式第9号）により当該通知者に通知するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして阿久比町及び愛知県が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に阿久比町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 創業支援事業における「起業支援金」の交付決定を取り消された場合

オ 町税を滞納した場合

カ 第14条に規定する届出を怠った場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に阿久比町から転出した場合

(返還免除)

第11条 町長は、前条による交付決定の取り消しを通知した者から阿久比町移住支援金返還免除申請書(様式第10号)及び返還免除理由を証する書類により返還の免除申請があったときは、移住支援金の返還免除の可否を決定する。

2 町長は、前項の返還免除の可否を決定後、愛知県移住支援金返還免除等同意申請書(様式第11号)により、その決定内容について愛知県の同意を求めるものとする。

(免除決定等の通知)

第12条 町長は、前条第2項による愛知県の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を阿久比町移住支援金返還免除承認通知書(様式第12号)又は阿久比町移住支援金返還免除不承認通知書(様式第13号)により当該申請者に通知するものとする。

(住居等の変更に係る届出)

第13条 交付決定者は、移住支援金を申請した日から起算して1年、3年、及び5年を経過した各時点において、第4条に規定する阿久比町移住支援金交付申請書の記載内容(以下「申請書の記載内容」という。)に係る変更の有無を、速やかに阿久比町移住支援金住居・勤務地等変更届出書【交付決定者用】(様式第14号)(以下「変更届出書【交付決定者用】」という。)により町長に届け出るものとする。また、申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときにおいても、遅滞なく、変更届出書【交付決定者用】により町長に届け出るものとする。

2 交付決定者が就業する法人は、移住支援金を申請した日から起算して1年を経過した時点において、第4条に規定する就業証明書の記載内容(以下「証明書の記載内容」という。)に係る変更の有無を、

速やかに愛知県移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人用】(様式第15号)(以下「変更届出書【就業先法人用】」という。)により町長に届け出るものとする。また、証明書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときにおいても、遅滞なく、変更届出書【就業先法人用】により町長に届け出るものとする。

(報告及び立入調査)

第14条 阿久比町及び愛知県は、阿久比町移住支援事業及び愛知県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、阿久比町移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、阿久比町と愛知県が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月6日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、失効日までにされた第4条の交付の申請に係る事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年12月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、第3条第2項第1号の規定は、令和2年4月1日以降の転入者について適用し、令和2年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。